

# 高齢化と介護保険

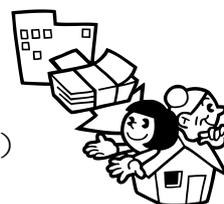
日本では現在、少子高齢化が急速に進み、介護については大変重要な国の問題となっています。また、同時に核家族化がすすみ、高齢者世帯も増加している状況にあり、家族だけの介護が難しくなっている状況にあります。高齢者世帯の増加によって高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、認知症の方が認知症の方を介護する「認認介護」も重要な問題となっています。

平成23年度の静岡市の高齢化率は24.4%で約4人に1人が高齢者となりました。人口でいえば、約17万7千人、うち、介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方は2万9千人で、高齢者のうちの約16%が介護保険を利用していることとなります。ちなみに介護保険制度発足の平成12年には高齢者人口は12万5千人、高齢化率17.4%、要介護(要支援)認定者数は約1万2千人で、高齢者のうちの約9%が介護保険利用者でした。11年間の間に高齢化率は7%、介護保険利用者の割合も7%増加したこととなります。

このような深刻化した問題を社会全体で支えようと作られたしくみが介護保険制度です。

介護保険は社会保険方式により、給付(サービスの質と量)と負担(保険料、利用料)の関係を明確にし、国民の理解を得ながら支えよう、という仕組みになっています。

## 【介護保険制度の仕組み】



- 対象 40歳以上の方
- 財源 公費50% (国25%、県12.5%、市12.5%)  
保険料50% (40~64歳の人29%、65歳以上の人21%)
- 見直し 制度の見直しは5年に1回、保険料の見直しは3年に1回
- 保険者 各市区町村(静岡市)

### 65歳以上(第1号被保険者)

- ・介護保険被保険者証が交付される
- 保険料の納付
  - ・特別徴収(年金が年額18万円以上)  
⇒年金天引き
  - ・普通徴収(年金が年額18万円未満)  
⇒納付書にて金融機関で納付
- 保険料額
  - ・12段階の設定
  - ・年額30,000~135,000円
  - ・静岡市の基準額は60,000円/年

### 40~64歳(第2号被保険者)

- ・16の特定疾病に該当する場合のみ介護保険利用可能(申請可能)
- 保険料の納付
  - ・国民健康保険の方  
⇒医療分とあわせ国保料として納付
  - ・職場の医療保険の方  
⇒医療保険ごと算出、給与等から徴収
- 保険料額
  - ・国保 所得割+均等割
  - ・社保 給与・賞与×介護保険料率

※介護保険料を滞納していると…

- 1年間の滞納 ⇒サービス利用料を全額負担し申請により9割払い戻される「償還払い」に支払い方法が変更
- 1年6ヶ月の滞納 ⇒償還払いになった分の一部または全部が一時的に差し止められる措置。
- 2年以上の滞納 ⇒2年以前の保険料は納められない。滞納期間に応じて1割負担が3割負担に引き上げられる。